

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉計画について

(1) 地域福祉とは

「福祉」とは、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉のような、特定の誰かだけでなく、みんなが幸せになれるように取り組む活動やしくみのことです。今日では、「行政・ボランティアなどによる公的扶助やサービスの提供」と捉えられることが多くなっています。

一方、「地域福祉」とは、地域で助けを必要としている人を支えあい、「住み慣れた地域でみんなが安心して暮らせるよう、町民が主役で進める取り組み」のことをいいます。

様々な人々が暮らしている地域の中では、悩みごとや困りごとなどの課題も多様であり、専門的なサービスを利用しないと解決できないこともあれば、町民同士のちょっとした気づきや手助けで解決できることもあります。

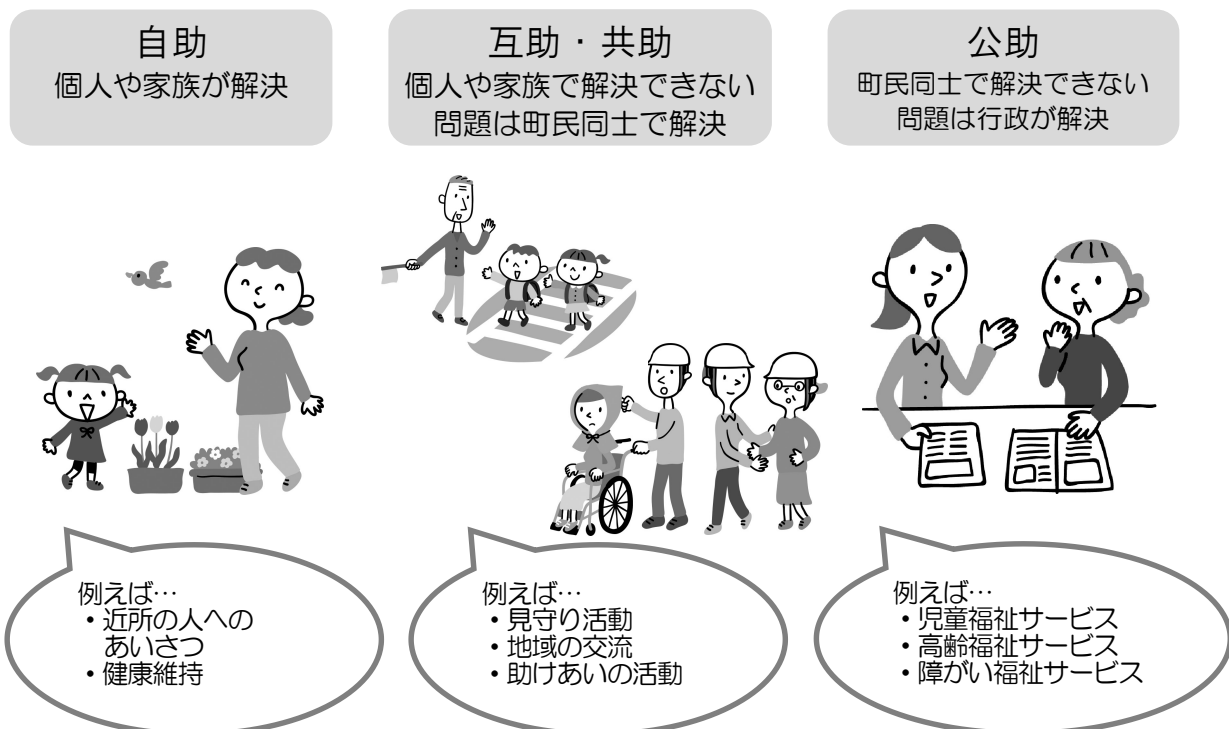
そのため、町民と行政などが役割分担をし、町民同士のつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係やしくみをつくっていくことが大切です。

(2) 地域福祉を進める重要な視点

地域福祉を進めるうえで、まずは個人や家族で解決できることに取り組む「自助」、個人や家族で解決できない問題は町民同士で解決する「互助・共助」、町民同士で解決できない問題は行政が解決する「公助」という3つの視点が重要となってきます。

町民のボランティアパワーと、関係団体の活動、公的サービスとの連携のもとで、「自助」「互助・共助」「公助」を組み合わせ、協働で課題解決に取り組むことが必要です。

■自助、互助・共助、公助のイメージ



■地域の範囲

隣近所や自治会など、町民に最も身近な活動から全町的な取り組みまで、取り組み内容によって活動の範囲を変えるなど、福祉の支援を必要とする人を重層的に支えることができる地域づくりをめざします。



■階層ごとに期待される役割

町民（自分・家族）：

○日頃のあいさつ、近所づきあい、身近な助けあいなど

地域（自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティアなど）：

○コミュニティ同士の連携体制の充実、関係団体との連絡調整、地域課題の共有自主防災活動など

行政（町、警察、消防などの行政機関）：

○相談体制の充実、情報提供、サービス調整、関係機関との連絡調整など、地域福祉全般のとりまとめ

2 計画の位置づけ

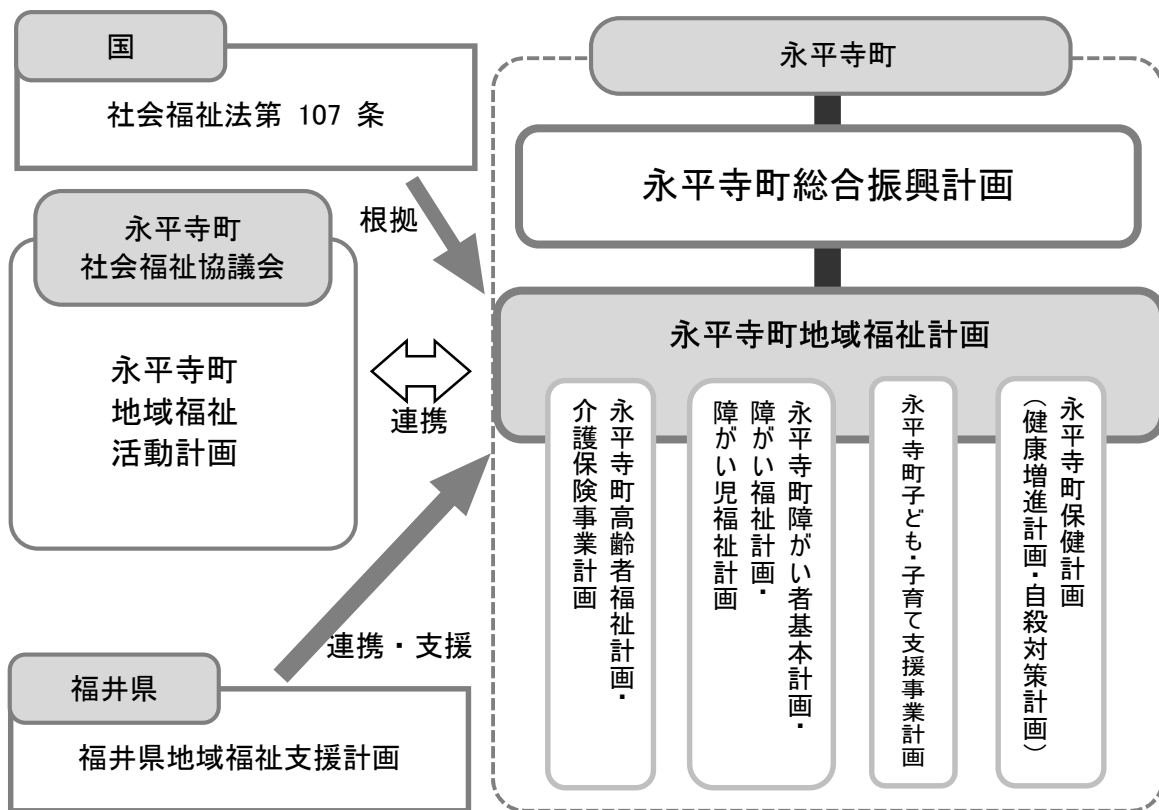
(1) 法令などの根拠

「第3次永平寺町地域福祉計画」(以下、「本計画」という。)は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や、推進に向けた基本的な方向を定める行政の計画です。

(2) 他計画との関係

本計画は、「第二次永平寺町総合振興計画」に基づき、「永平寺町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「永平寺町障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「永平寺町子ども・子育て支援事業計画」「永平寺町保健計画(健康増進計画・自殺対策計画)」などの各福祉計画の上位計画とし、関係計画と考え方などの整合性を図りながら推進します。

また、永平寺町社会福祉協議会が策定する「永平寺町地域福祉活動計画」との連携に努めるとともに、福井県が策定した「福井県地域福祉支援計画」などと整合性を図り策定します。



(3) 地域福祉圏域の考え方

本計画の地域福祉圏域は、普段の暮らしで行動する範囲において日常生活を送るうえで必要な施設が充足されていること、また、地域の状況に応じて柔軟に対応できる区域でなければならないことから、おおむね小学校区域を単位とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの6年間とし、必要に応じて見直しを行います。

	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	
永平寺町 総合振興計画	前期基本計画		後期基本計画					
永平寺町 地域福祉計画			本計画		第3次		第4次	
永平寺町 地域福祉活動計画 (永平寺町社会福祉協議会)	第2次							

笑顏

